



発行 東京都

目次

- 都市計画事業の認可……………(都市整備局都市基盤部街路計画課)……………一
- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………(都市整備局都市街地整備部民間開発課)……………一
- ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく対策計画の策定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
- 公害防止事業費事業者負担法の規定に基づく費用負担計画の策定……………(同)……………二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(同)……………二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除(二件)……………(同)……………四
- 東京都統計調査条例による統計調査の名称等……………(福祉保健局総務部総務課)……………六
- 家畜人工授精師の登録……………(産業労働局農林水産部農業振興課)……………三〇
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)……………三〇
- 警視庁組織規則の一部を改正する規則……………三三

- 警備員等の検定の実施(二件)……………三三
- 警備員指導教育責任者講習の実施(四件)……………三三
- 機械警備業務管理者講習の実施……………三六
- 性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等及び性関連禁止営業への場所の提供の規制に関する条例第二条の十第三項に基づく公表……………三六

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………四〇
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………四〇
- 里山保全地域の指定案及び保全計画案……………(環境局自然環境部緑環境課)……………四〇
- 砂利採取業務主任者試験の実施……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………四〇
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………(同)……………四九
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………(下水道局)……………五〇

告示

- 東京都告示第千三百九十三号
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき調布都市計画道路事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
平成二十六年十月十日
東京都知事 舩 添 要 一
- 一 施行者の名称 調布市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 調布都市計画道路事業三・四・二〇九号調布駅南口線及び三・四・三〇号調布駅深大寺線
- 三 事業施行期間 平成二十六年十月十日から平成三十

- 四 事業地 三年三月三十一日まで
収用の部分
調布市布田一丁目、布田四丁目、小島町一丁目及び小島町二丁目各
地内
使用の部分
調布市布田四丁目及び小島町二丁目各
地内

- 東京都告示第千三百九十四号
土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十条第一項の規定に基づき調布市国領北浦土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十六年十月十日
東京都知事 舩 添 要 一
- 一 組合の名称 調布市国領北浦土地区画整理組合
- 二 事業施行期間 平成二十五年四月三十日から平成二十七年三月三十一日まで
- 三 施行地区 調布市国領町四丁目の一部
- 四 事務所の所在地 調布市国領町四丁目六番地六
- 五 設立認可の年月日 平成二十五年四月三十日
- 六 変更認可の年月日 平成二十六年十月十日

●東京都告示第千三百九十五号

ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第三十一条第一項の規定により、ダイオキシン類土壤汚染対策計画(以下「対策計画」という。)を定めたので、同条第六項の規定により、その概要を次のとおり告示する。
平成二十六年十月十日

東京都知事 舩 添 要 一

一 対策計画の名称

荒川区東尾久七丁目地域ダイオキシン類土壤汚染対策計画

二 対策計画の策定日

平成二十六年十月九日

三 対策事業の実施地域

平成二十六年東京都告示第千二百三十号により告示したダイオキシン類土壤汚染対策地域

(一) 荒川区東尾久七丁目千三百三十番四及び同番十一の各一部(都立尾久の原公園)

(二) 荒川区東尾久七丁目千三百三十番五、二千八百三十番十三及び同番二十一の各一部(区立東尾久運動場及びその周辺)

四 対策事業の内容

汚染土壤の曝露経路を遮断するため、対策事業の実施地域に覆土等を行う。

五 対策事業実施後の措置の内容

対策事業において実施した、覆土等による汚染の拡散防止効果が維持できるよう、適切な管理を行う。

六 対策事業費の額

一億一千八百万円

七 対策事業の実施者

東京都

八 その他

将来、大規模な土地改変、技術の進歩等に伴い汚染の除去を行う場合には、改めて対策計画を策定する。

●東京都告示第千三百九十六号

公害防止事業費事業者負担法(昭和四十五年法律第百三十三号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により、公害防止事業に係る費用負担計画(以下単に「費用負担計画」という。)を定めたので、同条第五項の規定により、その要旨を次のとおり告示する。
平成二十六年十月十日

東京都知事 舩 添 要 一

一 費用負担計画の名称

荒川区東尾久七丁目地域ダイオキシン類土壤汚染対策事業に係る費用負担計画

二 費用負担計画の策定日

平成二十六年十月九日

三 公害防止事業の種類

法第二条第二項第三号に規定するダイオキシン類により土壤が汚染されている土地について実施される対策であり、ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)第三十一条第二項第一号に規定する事業のうち、ダイオキシン類の摂取経路を遮断するもの

四 費用を負担させる事業者を定める基準

ダイオキシン類対策特別措置法第二十九条第一項の規

定に基づきダイオキシン類土壤汚染対策地域(以下「対策地域」という。)に指定された荒川区東尾久七丁目の

区域に土地を所有し、対策地域を含む区域で、大正期から昭和期にかけて、黒鉛電極を用いた食塩電解工程(以下「食塩電解」という。)及び食塩電解において発生する塩素を用いた化学製品の製造工程を有する工場の操業に伴いダイオキシン類を排出し、土壤の汚染を引き起こした事業者

五 公害防止事業費の額

一億一千八百万円

六 負担総額及びその算定基礎

(一) 負担総額

八千五百八十四万五千元

(二) 算定基礎

$$\text{公害防止事業費} = \text{公害防止事業費の額} \times \frac{\text{公害防止事業費の額}}{\text{公害防止事業費の額} + \text{公害防止事業費の額} \times \frac{3}{4}}$$

七 公害防止事業の実施に必要な事項

物価の変動その他やむを得ない事由により、公害防止事業費の額に変更が生じたときは、変更後の公害防止事業費の額を基礎として算定した額を負担総額とする。

八 その他

六(二)の算定基礎は、費用負担計画に記載する公害防止事業に限り適用するものとする。

●東京都告示第千三百九十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしな